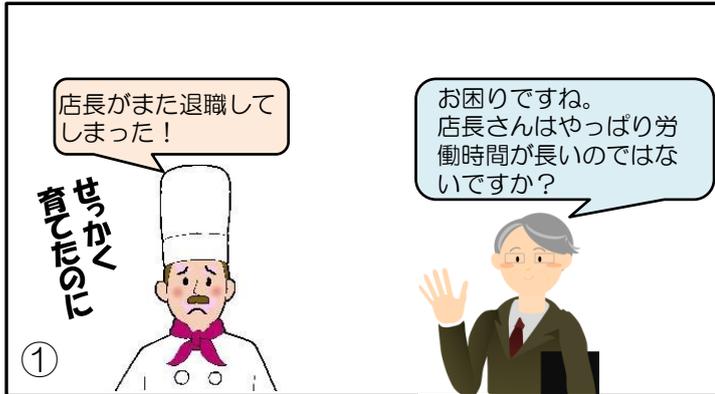


デジタルはシフト作成の強い味方です★★★★

～労働時間(残業)を短くする工夫～



取組事例紹介

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」「36協定上限引下げ★+設備投資★★=★★★★」に該当

業種：小売 従業員数：100名 店舗：5店舗

従来まで、労働者ごとの勤務希望を紙で店長に提出させている方法で勤務シフトを作成していたが、紙を一枚一枚確認することは煩雑であり、店長の負担が大きかった。

<勤怠管理システムの導入※>

- 勤務シフトの希望を携帯電話から入力可能にして、自宅からでもシフト入力を可能とした。
- システム上では、各労働者のシフト希望状況がわかることから、事前のシフトの調整を可能とした。



【勤務シフトシステム導入費用には助成金】

- 時間外労働等改善助成金 (時間外労働上限設定コース)
助成率 80% かつ 上限額 最大200万円

【法人税の特例(経営強化税制)】

- 即時償却又は取得価格の最大10%の税額控除

【固定資産税の特例措置】

- 備品・設備等を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたり1/2に軽減

◆ 助成金等には一定の要件があります。

- ・従来は、アルバイトが作成した勤務希望を店長が集約し、そこからシフトを組んでいたが、集約作業がなくなったことで、店長のシフト表作成に割く時間が軽減された。
- ・また、アルバイトからみても、シフト申請のために店舗まで行く手間が省け、急な予定が入った場合には、スマートフォンで変更することもでき、利便性が高くなった。
- ・長時間労働となっていた店長の労働時間が削減されたため、36協定の上限を見直した※。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、「愛知県働き方改革推進支援センター(平成30年度実施機関:愛知県社会保険労務士会)」で相談を受け付けています。

■ 本 部:名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所:豊橋市花田町字石塚42-1(豊橋商工会議所内)

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com